

視覚障害の受験者に対する配慮について

平成18年11月17日新司法試験審査委員会議申合せ事項

視覚障害の受験者に対しては、点字による出題が予定されているが、下記の事項については、点字による表記が不可能又は点字による表記によっては正解を導き出すことが困難若しくは不可能となることから、出題に関し各項目に応じて配慮することが望ましい。

記

1 同音異義語

点字においては、漢字を用いず、点字表記の単語のみでは同音異義語の区別ができないため、書かれている具体的な漢字を識別できない限り、正解を導き出すことが困難な問題は、出題を避けるか若しくは記載されている漢字に注釈を付けた上で出題することが望ましい。

2 表、グラフ、図面及び地図

複雑なものは、触図化が不可能な上、簡易なものであっても、立体的に表示してある図面は識別が困難。

視覚と違い、触覚から得られる情報量は非常に少ないため、全体像を把握するのに相当な時間が必要。

形式や内容によっては、触図化しないで文章化して表現する方法もある。

3 挿絵及び写真

点字化は不可能。

挿絵や写真については、必要な内容を文章化して表現する方法もある。

4 文字の強調（網掛け、傍線及び書体の違い）

説明書きがなければ、識別が不可能。

5 色で識別するもの

色の識別は不可能であり、「青は何を示す。赤は何を示す。」などの設問は解答できない。

6 中点

視覚的に中点を捉えることができないため、中点によって、いくつかの単語が並列されていることが認識しがたく、中点を多用した文章は理解が困難。

7 参照条文の位置

設問の末尾に参照条文がある場合は、参照条文の有無を認識できるように、点字表記において配慮する。

8 出題形式

出題形式（穴埋め問題など）によっては視覚障害者に大きな負担となり得ることについても念頭に置いた上で、全体の出題を構成することが望ましい。